

令和7年度

阿久根市職員採用試験案内

受付期間

令和7年12月5日（金）～令和8年1月9日（金）

試験日

令和8年1月18日（日）

募集職種

一般事務

一般事務（社会人枠）

一般事務（障がい者枠）

一般事務（保育士）

保土建 健築 師木

建

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

(1) 職種別受験資格

受験資格については、採用時において阿久根市内に居住できる者で、受験資格欄に定めてある全ての要件を満たさなければなりません。

試験区分	職種	採用予定人員	受験資格
行政職	一般事務	若干名	平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を卒業した者又は令和8年3月までに卒業見込の者
	一般事務 (社会人枠)		<p>① 昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を卒業した者</p> <p>② 採用時において、民間企業等における職務経験を3年以上有する者</p>
	一般事務 (障がい者枠)		<p>① 平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を卒業した者又は令和8年3月までに卒業見込の者</p> <p>② 次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者（手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であること。）</p> <p>ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳（1級から6級まで）</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳</p> <p>ウ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書</p>
	一般事務 (保育士)		<p>① 昭和61年4月2日以降に生まれた者</p> <p>② 受験申込日において、保育士の資格を有する者</p>
	保健師	若干名	<p>① 平成8年4月2日以降に生まれた者</p> <p>② 採用時において、保健師の資格を有する者又は取得見込みの者</p>
	土木	若干名	昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

			者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を卒業した者又は令和8年3月までに卒業見込みの者
建築	若干名		昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を卒業した者又は令和8年3月までに卒業見込みの者

- (2) 採用試験の申込みは、1人につき1職種のみで、2つ以上の職種に重複しての申込みはできません。また、受付期間終了後の試験職種の変更はできません。
- (3) 前記の受験資格にかかわらず、次のアからエまでのいずれかに該当する者は、受験できません。
- ア　日本国籍を有しない者
- イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ　阿久根市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
- エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の方法及び内容

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者についてのみ行います。

試験区分	試験の内容
第1次試験	教養試験 (一般事務（社会人枠）及び一般事務（保育士）を除く職種)
	教養試験 (一般事務（社会人枠）及び一般事務（保育士）)
	事務適性検査 (全職種)
	職場適応性検査 (全職種)
	作文試験 (一般事務各職種及び保健師)

	専門試験 (土木)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工について筆記試験を行います。
	専門試験 (建築)	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工について筆記試験を行います。
第2次試験	面接試験 (全職種)	人物について、面接（2回）により行います。

- 注 (1) 一定の基準に達しない試験種目等がある場合は、不合格となります。
- (2) 第1次試験合格者は、「教養試験」、「事務適性検査」及び「専門試験」の成績によって決定します。
- (3) 「作文試験」は、第1次試験合格者のみを対象に評定し、第2次試験の成績と総合して、第2次試験合格者を決定します。
- (4) 「職場適応性検査」は、第2次試験における面接試験の参考とするために行います。
- (5) 第1次試験において「作文試験」及び「職場適応性検査」を受験しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。
- (6) 第2次試験の面接試験の面接は、同日中に2回行います。

3 試験の日時、場所及び合否の通知

(1) 試験日時

ア 第1次試験 令和8年1月18日（日）

受付 午前8時00分～午前8時30分

全日程終了予定 午後3時30分頃

イ 第2次試験 令和8年2月中旬（予定）

(2) 場所及び合否の掲載等

	場 所	合否の掲載及び通知
第1次試験	阿久根市役所 会議室 住所：阿久根市鶴見町200番地	令和8年1月下旬に市ホームページへ合格者の受験番号を掲載し、合否の結果を職員募集専用サイトを通じて通知します。
第2次試験	職員募集専用サイトを通じて案内します。	令和8年2月下旬に市ホームページへ合格者の受験番号を掲載し、合否の結果を職員採用専用サイトを通じて通知します。

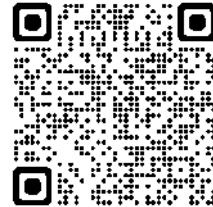
4 受験手続

申込みはインターネットでのみ受け付けますので、下のQRコード又は市ホームページ内のリンクから職員採用専用サイト（パブリックコネクト）にアクセスして申込みしてください。紙媒体での申込み受付は行っておりませんので御了承ください。

(1) 申込み手続の流れ

ア 次の職員採用専用サイトにアクセスし、サービス利用についての会員登録を行います。

<https://public-connect.jp/employer/53161>



イ 「職員募集」タブに掲載の求人情報から「エントリー画面に進む」を押下し、エントリーフォームに進み必要事項を入力してください。

ウ 受験資格に資格等の要件（取得見込みを除く。）がある職種を受験される方は、その資格を証明する書類の写真又はスキャンデータをエントリーフォームでアップロードしてください。

(2) 注意事項

ア 本試験の受験にあたって、職員採用専門サイトを通じて連絡メール等が送信されますので、事前に次のドメインからのメールが受信できるよう設定してください。

・@public-connect.co.jp

イ 連絡メール等が届かないとき、内容に誤りがある場合は、必ず御連絡ください。なお、メール未受信の場合、メールのフィルタリング機能により迷惑メールとして隔離されていることがありますので御確認ください。

ウ メール受信設定又は申込手続きの不備等により、申込期間内に申込みが完了しない場合は、受験の意思がないものとみなします。なお、受付期間の終了直前は職員採用専門サイトへのアクセスが集中し、サイトに繋がりにくい場合がありますので、時間に余裕を持って申込みしてください。

エ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験のうち、ITパスポート試験を除く試験に合格した方は合格したことを証明する書類の写真又はスキャンデータをエントリーフォームでアップロードしてください。また、情報処理業務の職務経験を有する方は、プロフィール情報にその職歴を入力してください。

オ 職員の採用に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を踏まえて試験を実施しています。拡大印刷問題による受験や車いすの使用など受験上の配慮が必要な方は、エントリーフォームの該当欄に入力してください。

なお、内容によっては試験の運営上、配慮できない場合があります。

5 受付期間等

- (1) 受付期間は、令和7年12月5日（金）から令和8年1月9日（金）までとします。
- (2) その他
- ア 試験当日は、カラー印刷で出力した受験票又は受験票を表示したスマートフォン等の画面を受付で提示してください。
- イ 提出いただいた書類又はデータは、返却しませんので御了承ください。
- なお、申込み手続で取得した個人情報は、本市職員採用試験に関する事項のみに使用します。
- ウ 第1次試験の試験会場における室内温度は、着席位置によっては差異が生じる場合もありますので、体温調節できる服装でお越しください。
- エ 試験当日はマスクの着用は自己判断としますが、手洗いや手指消毒など基本的な感染症対策をお願いします。
- オ 悪天候などの場合で、試験の実施に変更が予想される場合には、職員採用専門サイトを通じて又は電話でお知らせします。
- カ 受験申込者数の状況などの問合せには、一切応じませんので御了承ください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に高得点順に登載し、必要に応じて採用します。この名簿の有効期限は、名簿確定の日から原則として1年です。
- 最終合格者の数は、採用辞退見込数等を基礎として決定しますので、合格しても採用にならない場合があります。採用予定日は令和8年4月1日です。
- (2) 受験資格に定める期限までに卒業できなかった場合、必要な資格を取得できなかった場合又は受験申記載事項を偽って記載したことが判明した場合は、合格及び採用を取り消すものとします。
- (3) 職務経験のある方については、職歴証明書等の提出をしていただきます。

7 試験結果の照会

受験者本人が希望する場合には試験成績を通知します。

- (1) 試験結果を照会できる者、項目及び申出期間

	照会できる者	項目	申出期間
第1次試験	不合格者	各試験の得点、総合得点、順位	合格者の受験番号を市ホームページへ掲載した日から1か月間
第2次試験	不合格者	各試験の得点、総合得点、順位	合格者の受験番号を市ホームページへ掲載した日から1か月間
	合格者のうち採用に至らない者	各試験の得点、総合得点、順位	令和8年4月1日から令和8年4月30日まで

(2) 申出方法

阿久根市ホームページに掲載の試験結果照会申出書に必要事項を記入の上、本人確認に必要な書類と返信用封筒（宛先を明記し、切手を貼付した長形3号封筒）を同封して採用試験に関する問合せ先に郵送してください。

本人確認に必要な書類（ア及びイ）

ア 受験票

イ 本人を確認できる証明書の写し（マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、学生証等）

8 給与及び勤務条件

(1) 給与については、一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の規定により、給料及び住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます（令和7年4月1日現在の高卒初任給は、188,000円であり、四年制大学卒の場合は、213,600円程度となります。また、職務経験のある方等については、この額に一定の基準で加算されます。）。

(2) 勤務時間その他の勤務条件は、阿久根市の関係条例等の規定によります。

採用試験に関する問合せ先

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

阿久根市役所 総務課 職員係

電話（直通）0996-73-1212

（代表）0996-73-1211（内線1215、1216）